

令和4年

6月市議会定例会意見書案

議案会第4号	浜松湖西豊橋道路の早期実現を求める意見書	3
議案会第5号	名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス完全4車線化） 建設推進に関する意見書	6
議案会第6号	シルバー人材センターに対する支援を求める意見書	9
議案会第7号	設楽ダム建設事業の促進に関する意見書	12

議案会第4号

地方自治法第99条の規定により、浜松湖西豊橋道路の早期実現を求めること
に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、愛知県知事、
静岡県知事に対し、意見書を提出する。

令和4年6月24日提出

提出者	豊橋市議会議員	梅田早苗
	同	二村真一
	同	市原享吾
	同	小原昌子
	同	山田静雄
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	伊藤篤哉
	同	豊田一雄
	同	芳賀裕崇

浜松湖西豊橋道路の早期実現を求める意見書

「浜松湖西豊橋道路」は、当地域を南北に結ぶ地域連携の基軸として、東名・新東名高速道路、名豊道路、三遠南信自動車道などと一体となり、広域道路ネットワークの形成に大きな役割を担い、地域の物流機能の向上、産業競争力の強化だけでなく、地域の安全・安心を高め、東三河、さらには三遠南信エリアの地域力向上に寄与する重要な路線と考えます。

また、令和4年4月1日には、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保する重要物流道路の計画区間として追加指定され、国土強靱化に資することのできる重要な社会基盤として、地域の期待は高まっております。

こうした中、昨年度対応方針が決定され、都市計画・環境アセスメントを進めるための調査が実施されていることから、私たちは早期実現に向け期待をより一層強めているところであります。

よって、国及び県におかれましては、圏域住民の長年の悲願である「浜松湖西豊橋道路」の早期実現のため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 東名・新東名高速道路、三遠南信自動車道と名豊道路とのアクセス向上を図るため早急に都市計画・環境アセスメントを進めるための調査を実施し、浜松湖西豊橋道路の早期実現を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣
愛知県知事
静岡県知事

} あて

議案会第5号

地方自治法第99条の規定により、名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス完全4車線化）建設推進に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和4年6月24日提出

提出者	豊橋市議会議員	梅田早苗
	同	二村真一
	同	市原享吾
	同	小原昌子
	同	山田静雄
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	伊藤篤哉
	同	豊田一雄
	同	芳賀裕崇

名豊道路（豊橋バイパス・豊橋東バイパス完全4車線化）建設推進
に関する意見書

名古屋市と豊橋市を結ぶ名豊道路は、自動車関連産業を核に、高度な産業集積を誇る我が国を代表するものづくり地域を貫き、港湾・空港等重要な拠点へのアクセス道路として交通・物流を支え、また、地域の安全・安心を確保し、連携・交流を促進するものです。東名並びに新東名高速道路をはじめとする国土軸への広域アクセス機能を持つ重要路線であり、我が国の経済成長に欠くことのできない道路であります。

昨年度には「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラム（中部ブロック版）」において、蒲郡バイパスの開通年次が令和6年度と示されました。全線開通された折には、さらなる物流効率化や防災機能の向上が見込まれると期待しております。

そのような中で、豊橋バイパス・豊橋東バイパスの暫定2車線区間では、現在でも通勤時の多大な交通量による渋滞が発生する等、生活・物流交通に支障を来しております。また、七根IC付近に立地する道の駅「とよはし」では、令和3年度約220万人が来場し、連日大変なにぎわいとなっており、蒲郡バイパスの開通により、さらなる交通量の増加による渋滞等が想定されます。また、豊橋三弥地区、豊橋東ICで工業用地の開発、分譲を行っておりますので、暫定2車線区間の早期4車線化はますます必要不可欠であると考えております。

よって、国におかれましては、広域アクセス機能を持つ道路として交通・物流を支え、地域の発展や経済成長に欠くことのできない名豊道路につきまして、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 豊橋バイパス・豊橋東バイパスの暫定2車線区間の4車線化を早期に図られるよう必要十分な予算措置を講じ、計画的に推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

} あて

議案会第6号

地方自治法第99条の規定により、シルバー人材センターに対する支援を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和4年6月24日提出

提出者	豊橋市議会議員	梅田早苗
	同	二村真一
	同	市原享吾
	同	小原昌子
	同	山田静雄
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	伊藤篤哉
	同	豊田一雄
	同	芳賀裕崇

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。本市においても平均年齢70歳、約2,000人余の市民が登録をし、日々活動をされています。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターはこれに掛かる仕入税額控除ができず、預かり消費税分を納税する必要があります。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められるなか、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすことが懸念されます。また、センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題です。

現行の消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、引き続き少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるよう支援措置を要望します。

記

- 1 シルバー人材センター会員の安定的な事業運営を支えるべく、インボイス制度における支援措置を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて

議案会第7号

地方自治法第99条の規定により、設楽ダム建設事業の促進に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣に対し、意見書を提出する。

令和4年6月24日提出

提出者 豊橋市議会議員 梅 田 早 苗

同 二 村 真 一

同 市 原 享 吾

同 山 田 静 雄

同 尾 林 伸 治

同 伊 藤 篤 哉

同 芳 賀 裕 崇

設楽ダム建設事業の促進に関する意見書

愛知県東三河地域は、豊橋市を含む8つの市町村で構成され、古くから豊川の水によって深く結びつき、上下流が一体となって発展してきた地域です。

豊川流域では、度重なる洪水被害に悩まされており、豊川放水路の整備や狭窄部の改修工事を実施していただきましたが、近年でも台風により大規模水害が発生するなど、さらなる災害への備えが必要です。

また、豊川利水地域は、全国有数の農業、工業地域である一方、水需給は逼迫しており、近年では令和元年5月に宇連ダムの貯水率が0%となるなど、これまで幾度となく大規模な渇水に見舞われ、住民生活や農業工業などの経済活動に大きな不安を与えてきました。

こうした中、繰り返される洪水氾濫から人々の暮らしを守るとともに恒久的・安定的な水の確保につながる設楽ダムの完成は豊川下流域の住民や自治体にとって長年の悲願であります。

設楽ダムは、昭和48年11月の設楽町への調査申入れから36年の歳月を経た平成21年2月に建設同意に至りました。長く続く設楽町民の御苦勞を重く受け止め、愛知県とも協力し、水源地域の振興・発展に誠意を持って全力で取り組んでいるところです。

このたび、令和4年5月に開催された「中部地方整備局ダム事業費等監理委員会及び部会（設楽ダム建設事業部会）」にて、設楽ダム完成時期が8年延伸されることなどが示されました。主な変更要因については、働き方改革をはじめとする社会的要因の変化や現地の調査結果に対応するものであり、やむを得ないものと受け止めておりますが、設楽ダム完成及び水源地域の住民の皆様への生活再建対策は豊川流域全体の持続的な発展並びに治水防災上のためになくしてはならないものです。

よって、国におかれましては、以上の経緯を御賢察いただき、設楽ダムの早期完成と水源地域の一層の振興、並びに生活再建対策等の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 大規模水害から住民の暮らしを守るためダムが持つ治水機能などを早期に発現できるよう、設楽ダムの早期完成を図るとともに、水源地域の振興を図

ること

- 1 付替道路整備の早期整備をはじめとした水源地域の方々の生活再建対策を引き続き推進すること
- 1 今後の事業本格化を踏まえ、必要な予算を引き続き確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年6月24日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} あて